

北極環境研究コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、北極環境研究コンソーシアム(Japan Consortium for Arctic Environmental Research [JCAR] 以下「コンソーシアム」という。)と称する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 コンソーシアムは、我が国の北極環境研究を総合的・計画的に推進するため、北極環境研究に携わる国内研究者を結集し、自主的活動を通じて、北極環境研究の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条

コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)北極環境研究に関する総合的な研究計画の検討
- (2)北極環境研究の推進に資する研究・観測基盤の整備方策の検討
- (3)北極環境研究に関する国際協力の推進方策に関する検討
- (4)前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言
- (5)会員等が実施する北極環境研究活動間の有機的な連携・協力の推進
- (6)北極環境研究に関する国内外の関係機関、委員会及び団体等との交流及び協力の推進
- (7)北極環境研究に関する人材育成、普及啓発及び情報発信の推進
- (8)前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第3章 構成員

(構成員)

第4条

コンソーシアムは、コンソーシアムの趣旨に賛同する登録会員により構成される。

(登録会員資格の取得)

第5条

コンソーシアムの登録会員になろうとする者は、所定様式の入会申込書(登録書)を事務局に提出することにより、随時コンソーシアムへの入会を登録できる。

(退会)

第6条

登録会員は退会届を事務局に提出することにより、随時退会することができる。

(登録の取消)

第7条 登録会員がコンソーシアムの趣旨に著しく反する行為を行ったときは、運営委員会の議決を経て、運営委員長が登録を取り消すことができる。

第4章 役員

(役員)

第8条 コンソーシアムに役員として、運営委員15名以上、20名以内をおく。
2 運営委員のうち、1名を運営委員長、数名を運営副委員長とする。

(役員を選任)

第9条 運営委員は、登録会員の中から、次の方法によって選任する。
(1)登録会員の選挙により15名の運営委員を選任する。
(2)運営委員の専門分野等のバランスを考慮し、運営委員会の決議により、登録会員の中から5名以内の運営委員を選出することができる。
2 前項第一号の選挙については、以下に定めるほか、運営委員会が別に定める。
(1)選挙日程は運営委員会が定める。
(2)選挙権及び被選挙権は、登録会員のうち選挙公示日前々月末日までに登録されている者が有する。
(3)選挙を実施するため、運営委員長及び運営副委員長の合議により登録会員の中から3名を選挙管理委員に指名し、選挙管理委員会を設置する。
(4)選挙管理委員会は運営委員会が別に定めるところに従い、公正に選挙を実施する。
(5)投票は、選挙権を有する登録会員数の5分の1以上の投票数をもって成立する。
3 運営委員長は、運営委員による選挙によって運営委員の中から選任する。運営委員長の選挙方法は、運営委員会が別に定める。
4 運営副委員長は運営委員長の指名によって運営委員の中から選任する。

(役員職務及び権限)

第10条 運営委員は運営委員会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
2 運営委員長はこの規約で定めるところにより、コンソーシアムを代表し、職務を執行する。

(委員長の職務)

第11条 運営委員長はコンソーシアムを代表し、会務を総括する。

(副委員長の職務)

第12条 運営副委員長は運営委員長の職務を補佐する。

(役員任期)

第13条 運営委員の任期は、選任後2年以内の事業年度に関する運営委員会開催日の

翌月 1 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された運営委員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

3 運営委員は、辞任または退任したのちも、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 14 条 運営委員は、運営委員総数の 2/3 以上の賛成があったとき、解任することができる。

第 5 章 運 営 委 員 会

(構成)

第 15 条 コンソーシアムに運営委員会をおく。

2 運営委員会はすべての運営委員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 運営委員会は次の事項について議決する。

(1)コンソーシアムの事業計画案及び収支予算案

(2)コンソーシアムの事業報告案及び収支決算案

(3)本規約の変更

(4)その他運営委員会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(開催)

第 17 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。ただし、各運営委員から会議の目的たる事項を示して請求があった時は、運営委員長は速やかに運営委員会を開催する。

2 運営委員長が欠けたときまたは運営委員長に事故がある時には運営副委員長が運営委員会を招集する。

3 必要に応じて文書による運営委員会を開くことができる。

(議長)

第 18 条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(決議)

第 19 条 運営委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く運営委員の半数以上が出席し、その過半数をもって行う。文書による場合も同様とする。

(議事録)

第 20 条 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 全 体 集 会

(開催)

第 21 条 コンソーシアムは、年 1 回程度、登録会員が参加する全体集会を開催する。

第7章 作業委員会及び事務局

(作業委員会)

第22条 コンソーシアムは、その目的達成の必要に応じ、運営委員会の議決を経て作業委員会を設けることができる。

(事務局の職務及び運営)

第23条 コンソーシアムはその事務を処理するため、事務局を大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下、「極地研」という。）北極観測センターに置く。

2 事務局には事務局長と職員若干名を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会と極地研が協議の上、定める。

第8章 事業年度

(事業年度)

第24条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(細則)

第25条 本規約の実施に関して必要な細則は、運営委員会が定める。

附則

(施行)

1 この規約は、2013年1月1日より施行する。

(規定の例外)

2 第9条の規定にかかわらず、設立当初の運営委員は以下の者とする。

青木 輝夫、東 久美子、阿部 彩子、五十嵐 保、榎本 浩之、大島 慶一郎、大畑 哲夫、神田 啓史、菊地 隆、齊藤 誠一、島田 浩二、杉本 敦子、杉山 慎、田中 博、中坪 孝之、中村 卓司、野沢 徹、羽角 博康、檜山 哲哉、福田 正己、松浦 陽次郎、矢吹 裕伯、山口 一、山内 恭（50音順）

3 第13条の規定にかかわらず、設立当初の運営委員の任期は、2013年度の第1回目の運営委員会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2011年10月21日 制定

2013年1月8日修正

2014年12月26日改正：選挙規則の制定

2017年7月10日改正：第9条2(5)

北極環境研究コンソーシアム施行細則

第1章 目的

第1条 北極環境研究コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)規約第25条の規定により、規約の施行に必要な事項を定める。

第2章 運営委員会

第2条 欠席予定の運営委員は委任状を提出することで運営委員会の決議に加わることができる。

第3条 電話及びインターネット等を介した運営委員会への参加も出席とみなす。

第3章 雑則

第4条 本細則の制定及び変更は、運営委員会の議決を経るものとする。

附則

この細則は、2013年1月1日より施行する。

2011年10月21日 制定

2013年1月8日 修正

2014年3月20日 改定

2014年12月26日 改定

2015年8月4日 改定